

年金

年金上の種別が変わった時は、届け出が必要です

年金の加入者は、職業などによって3つの種別に分かれており、種別が変わるときは届け出が必要になります。

春は、就職・転職・進学など異動の多い時期です。なにかとあわただしくなり、いろいろな届け出をつい忘れがちです。早めに届け出をしましょう。

①第1号被保険者（自営業者、学生、フリーターなど）が、
⇒就職して、厚生年金や共済組合に加入したときは、勤務先に届け出ます（第2号被保険者になります）。
⇒第2号被保険者である夫（または妻）の扶養に入ったときは、夫（または妻）の勤務先に届け出ます（第3号被保険者になります）。

②第2号被保険者（会社員や公務員の方など）が、
⇒退職して無職等の場合は、お住まいの市区町村窓口へ届け出ます（第1号被保険者になります）。
⇒退職して、第2号被保険者である夫（または妻）の扶養に入ったときは、夫（または妻）の勤務先に届け出ます（第3号被保険者になります）。

③第3号被保険者（第2号被保険者である夫または妻に扶養されている方）が、
⇒収入が増えるなどして、扶養から外れたときや、第2号被保険者である夫（または妻）が退職したとき、または扶養している夫（または妻）が65歳になったときは、お住まいの市区町村窓口へ届け出ます（第1号被保険者になります）。
⇒就職して、厚生年金や共済組合に加入したときは、その勤務先に届出ます（第2号被保険者になります）。
⇒扶養している夫（または妻）が会社を変ったときは、夫（または妻）の新しい勤務先に届け出ます（第3号被保険者になります）。



移動「年金相談」

移動「年金相談」を2会場で開催します。石巻社会保険事務所職員が対応しますので、相談ごとのある方はご利用ください。

なお、社会保険庁から送付された「ねんきん特別便」で不明な点がありましたら、年金証書・年金手帳など関係書類を持参のうえ、ご相談ください。

◇日時会場

- ①3月18日(火) 志津川公民館
- ②3月27日(木) 歌津公民館

受付は、どちらも午前10時から午後7時まで。

◇問 石巻社会保険事務所
☎0225-22-5115 (代表)

採用試験

宮城労働基準監督署からのお知らせ

平成20年度労働基準監督官採用試験

労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づき事業場に立ち入り、事業主に法に定める基準を遵守させるとともに労働条件の向上を図ることを任務とする厚生労働省の専門職員です。

◇受験資格 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの者、または、昭和62年4月2日以降生まれの者で平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者

◇採用予定数 労働基準監督Aは(法文系) 全国で約75人 労働基準監督Bは(理工系) 全国で約25人

◇受験申込み受付期間 4月1日(火)～4月14日(月)
※受験案内は労働局、労働基準監督署、ハローワークにあります。詳しくは、お問い合わせください。

◇問 宮城労働局総務部総務課人事係
☎022-299-8833

人事院東北事務局からのお知らせ

国家公務員採用試験

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施します。

I種試験(大学卒業程度)

受付 4月1日(火)～4月8日(火)
第1次試験日 5月4日(日)

II種試験(大学卒業程度)

受付 4月11日(金)～4月22日(火)
第1次試験日 6月22日(日)

III種試験(高校卒業程度)

受付 6月24日(火)～7月1日(火)
第1次試験日 9月7日(日)

申込用紙の請求や受験資格等の詳しい内容については、人事院ホームページまたは人事院東北事務局にお問い合わせください。

◇問 人事院東北事務局 第二課 試験係
☎(022)221-2022

◇人事院ホームページ <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

仙台国税局からのお知らせ 平成20年度国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)

仙台国税局では、地元の大学に通っている方、首都圏からUターンして公務員を目指す方など、東北を拠点に活躍するバイタリティあふれる税務職員を募集しています。

今回募集を行うのは、試験内容が大学卒業程度の「国税専門官」です。

◇受験資格 昭和54年4月2日から昭和62年4月1日生まれの者、または、昭和62年4月2日以降生まれの者で大学を卒業した者(平成21年3月までに大学を卒業する見込みの者と人事院が同等の資格があると認める者を含む。)

◇受験申込受付期間 4月1日(火)～4月14日(月)

◇受験申込書の請求 最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局

◇問 仙台国税局人事第二課
☎022-263-1111 内線3236

リアス・アーク美術館からのお知らせ 美術館嘱託員募集

リアス・アーク美術館では次のとおり嘱託員を募集します。

◇募集人員 2人

◇応募資格 昭和33年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた、高校卒業程度の学力を有する者

◇雇用期間 平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

◇職務内容 受付・展示資料の看視及び施設運営業務

◇勤務時間 水曜日から日曜日までの午前9時から午後5時15分まで(1週30時間の交替制)

◇応募方法 2月29日(金)～3月9日(日)までに、リアス・アーク美術館、またはハローワーク備え付けの申込書に必要事項を記入し写真を貼付して美術館に持参してください。

◇試験日等 3月16日(日)午前9時30分からリアス・アーク美術館で(作文及び面接試験)

◇問 〒988-0171
気仙沼市赤岩牧沢138-5
リアス・アーク美術館 ☎24-1611

暮らし

ライフジャケット着用義務化のお知らせ

平成20年4月1日から、1人乗り小型漁船で航行・漁ろう作業に従事する場合、携帯電話などの連絡手段の有無に関わらず、ライフジャケットの着用が必要となります。

万が一海に転落した場合、ライフジャケットを着用した場合の生存率は85パーセントで、未着用の場合の生存率の約3倍となります。

ライフジャケットには、膨張式をはじめとする様々なタイプの物が販売されて

いますので、漁ろうの種類に応じて適切なライフジャケットをお選びください。

◇問 東北運輸局海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課
☎022-791-7524

募集

宮城県民による「がん征圧への提言」募集

宮城県対がん協会は創立50周年を迎え、正しい知識の普及広報活動、早期発見・早期治療など長期化する対がん対策に役立てたく、「がん征圧への提言」を募集します。

◇募集テーマ

- ①県民のがん征圧に対する意欲の向上について
- ②がん検診事業および医療の向上発展について
- ③地域、職域、家庭内における、がん予防のための生活環境改善について
- ④その他、がん征圧について

◇応募資格

宮城県内在住の方
(協会職員及びその家族は除く。)

◇応募方法

上記のテーマより1つを選び、1,500字から2,000字程度にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ郵送またはE-mailのいずれかにて応募ください。

◇応募期間

3月10日(月)～6月30日(月)

◇送り先

〒980-0011
仙台市青葉区上杉5丁目7-30
(財)宮城県対がん協会「がん征圧への提言」募集係 へて

E-mail office@miyagi-taigan.or.jp
(件名は「がん征圧への提言」と明記のこと)

◇選考方法 宮城県対がん協会の役員からなる審査委員会による選考

・入選者(5人) 賞状と賞金5万円

・佳作者(若干人) 賞状と記念品

◇問 (財)宮城県対がん協会 法人事業課
☎022-263-1637
ホームページ
<http://www.miyagi-taigan.or.jp>

各種相談日

生活相談、行政相談

◇相談日 3月6日(木)

※各相談受付は午前10時～午後3時

◇場所 志津川保健センター ☎46-5113

◇問 保健福祉課 社会福祉係(志津川保健センター内) ☎46-5113

消費生活相談

毎週火・木曜日(祝日を除く。)

※受付は午前9時～午後3時

◇場所 役場防災対策庁舎 1階 相談室

◇問 産業振興課 商工振興係
☎46-1378内線424、521

職業紹介センター 求職・求人相談

毎週月・水・金曜日(祝日を除く。)

※受付は午前9時～午後4時30分

◇場所 役場防災対策庁舎 1階 相談室

◇問 産業振興課 商工振興係
☎46-1378 内線424、521

人権相談

◇相談日 3月6日(木)

場所 志津川保健センター ☎46-5113

問 保健福祉課 社会福祉係(志津川保健センター内) ☎46-5113

◇相談日 3月18日(火)

場所 歌津公民館 ☎36-2071

問 歌津総合支所 健康福祉課(歌津保健センター内) ☎36-3929

※相談受付は午前10時～午後3時
※地域は問いません。相談される方は、都合の良い日と場所をお選びください。

平成20年 春季全国火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)

春は、火災が起きやすい季節です。「春季全国火災予防運動」は、町民の皆さんに火災の恐ろしさを知ってもらうとともに、防災意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。

統一標語 **火は見てる あなたが離れる その時を**

住宅防火 命を守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 — 日々徹底することが大切です。

3つの習慣	4つの対策
①寝たばこは、絶対やめる。	①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。	②寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。	③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
	④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◇問 危機管理対策室 ☎46-1376